

# 大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金等 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府もずやん

## ■ 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料等（施設整備費等の経常的納付金を含む）を無償化するものです。

## ■ 授業料無償化制度の内容

### ① 就学支援金（国制度） 令和8年度新制度

対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する生徒に支給されます。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

【就学支援金の支給額】 在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 (単位あたり授業料)	通信制高校 (定額授業料)
月額38,100円 (年額457,200円)	1単位あたり 13,668円 (年間30単位、通算74単位)	月額28,100円 (年額337,200円)

※新制度の対象とならない生徒（新入生の留学生を除く）は令和7年度の制度と同等の額が支給されます。

### ② 授業料支援補助金（府制度） 大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

#### 【受給要件】

- ・ 国の就学支援金を受給又は大阪府私立高校生等新修学支援金を申請していること（※1）
  - ・ 受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等（親権者）全員が大阪府内に在住していること（※2）
  - ・ 受給する月の1日時点で大阪府教育長が指定する「就学支援推進校（※3）」に在籍していること
- ※1 授業料支援補助金は就学支援金の支給上限の範囲内で支給対象となります。  
(支給期間上限(全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月)、支給単位数上限(単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位))
- ※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。  
詳しくは4ページの「その他留意事項」7・8を参照してください。
- ※3 大阪府のウェブサイト「就学支援推進校の一覧」に掲載しています。

## ■ 授業料支援（①就学支援金等＋②授業料支援補助金）の内容

### 《全日制高校・専修学校高等課程等》

- ・ 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校は、授業料等の額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校は、63万円を超える授業料等を学校に負担していただきますので、保護者等の授業料負担は0円となります。

### 《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- ・ 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり12,030円）を上限に補助金が交付されます。

※1単位あたりの授業料等が12,030円未満の学校は、授業料等の額が補助上限となります。

※1単位あたりの授業料等が12,030円を超える学校は、12,030円を超える授業料等を学校に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

## ■申請に必要な提出書類

**就学支援金・授業料支援補助金を受けるためには、在学する私立高校等で申請手続きが必要です。**

学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

### ○就学支援金（4月下旬～）

- ・ **就学支援金新制度申請書**（申請書様式は学校から配布されます）
- ・ **生徒が日本国籍であること又は在留資格等を確認できる書類**（詳細は学校の案内に従ってください）  
※新制度の対象とならない生徒（新入生の留学生を除く）は、別途、課税証明書等の提出が必要です。  
詳細は学校の案内に従ってください。

### ○授業料支援補助金（7月頃～）

- ・ **授業料支援申請書**（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）

- ※ 授業料支援補助金における生徒と保護者等（親権者）全員が大阪府内に在住していることが、国の就学支援金等の提出書類で確認できる場合は、授業料支援補助金の申請のために、改めて在住を証明する書類を提出する必要はありません。
- ※ 新制度の対象とならない生徒（新入生の留学生を除く）の所得確認は、国の就学支援金等の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を提出する必要はありません。
- ※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。  
詳しくは、在学している学校の案内に従ってください。

## ■その他留意事項

1. この制度における保護者等は、原則、生徒の「親権者」をさします（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、速やかに学校へ連絡してください。
3. 就学支援金・大阪府私立高校生等新修学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付する費用（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
4. 授業料支援補助金の受給対象となる生徒は、授業料（施設設備費等の経常的納付金を含む）を支払う必要がありません。
5. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合、支給額が減額されることがあります。
6. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合、その月の授業料支援補助金は支給されません。
7. 仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち1名が府外に住所を移す場合は、大阪府内在住とみなせる場合があります。必要書類等については学校の事務室へ相談してください。
8. 保護者等が府内在住であり、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
9. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月に対して授業料支援補助金が支給されます（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。

## ■詳細は大阪府のウェブサイトに掲載しています。

### 「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

### 【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピッとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276



携帯・スマートフォンからも見れます。



©2014 大阪府もずやん

※**授業料等以外に納付が必要となる額や申請書類の提出期限等については各私立学校へお問い合わせください。**